

令和4年度東京ライフ・ワーク・バランス認定企業募集要項

1 東京ライフ・ワーク・バランス認定企業制度

従業員が生活と仕事を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向けて優れた取組を実施している中小企業を「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定して広く都民に公表することで、生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）等、働き方の見直しについて社会的気運の醸成を図るとともに、都内中小企業の雇用環境の整備を推進することを目的とするものです。

本制度は本年度で14回目を数え、これまでに延べ437社が応募し、143社が認定されています。

2 「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」に認定されることのメリット

(1) 公表等

ア 認定企業は合計13社程度選定します。（令和4年12月公表予定）

イ 選定された認定企業の取組について、先進的な取組内容を紹介するDVDや、企業のPRリーフレット等を東京都が作成いたします。

ウ 認定企業のロゴマーク（右の画像参照）を自社の名刺やホームページ等に表示することができます。



エ 令和5年2月に開催予定のライフ・ワーク・バランス EXPO 東京にて、認定企業の取組内容を広くPRします。

オ 選定された認定企業の取組を、ホームページに掲載するほか、その他東京都における各種広報により広く公表します。

カ 東京都が行う入札（総合評価方式）において、加点になる場合があります。

(2) 認定状授与式

令和5年2月に開催予定のライフ・ワーク・バランス EXPO 東京にて、認定状授与式を行います。

(3) 表彰

13社程度選出した認定企業の中から、最も優れた取組を行った企業を「大賞」、優れた取組を行った企業を「優秀賞」として、上記の認定状授与式の中で表彰します。

3 応募対象

都内に本社又は主たる事業所を置き、常時雇用する従業員の数が300人以下の企業、社団法人、財団法人、NPO法人等

※支社や支店等の単位ではご応募いただけません。

4 応募内容

貴社が主体的に推進している取組の強みをアピールポイントとして記載し、応募していただきます。ただし、過去に認定された団体は、最後に認定された年度から3年間は応募することができません。

(1) アピールポイント

アピールポイントの記入に当たっては、次のような視点が考えられます。一つに限らず、複数を入力し、取組や成果・効果を含めて具体的に記入してください。各取組の参考事例は、

別紙1をご覧ください。

ア 働き方・休み方改革に関する取組

長時間労働の削減や休暇取得促進に向けて取り組む職場

イ 家庭と仕事の両立推進に関する取組

育児や介護と仕事の両立について、法律以上の制度導入や充実に向けて取り組む職場

ウ 多様で柔軟な働き方の実現に関する取組

家庭の事情や雇用形態（正規雇用・非正規雇用）に関わらず、ライフステージに応じ、生活と仕事の両立に向けて多様な勤務形態（在宅勤務、フレックスタイム制や短時間正社員制度など）が導入されている職場

エ 職場における女性の活躍促進に関する取組

男女の役割分担意識にとらわれず、女性が活躍できる環境作りを積極的に行っている職場

オ アからエ以外の非正規雇用労働者や高齢者の雇用促進、ハラスメント防止対策、メンタルヘルス対策、健康経営及びリカレント教育の推進、福利厚生の実施等に関する取組

(2) 応募要件

ア 取組について、実施内容、導入手順及び運用方法等の公表が可能であること。

イ 取組内容について、過去2年度分（前年、前々年）の実績数値が提示可能なこと。

ウ 「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定後、令和5年2月に開催予定のライフ・ワーク・バランス EXPO 東京への参加及び認定企業の取組をPRするために必要な協力を行うことが可能であること。

エ 労働関係法令等に関し重大な違反がないこと及びその他の法令上又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される問題を起こしていないこと。

(3) 応募方法等

ア 電子申請システムにより応募する場合

応募申請は、東京都電子申請システム上で受け付けております。東京都産業労働局雇用就業部ウェブサイト「TOKYOはたらくネット」より東京都電子申請システム申請画面へ移ってください。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/hatarakikata/lwb/ikiiki/nintei/>



イ 電子メール又は郵送により応募する場合

電子申請システムにて申請ができない場合には、以下の(ア)から(ウ)の手順に沿って応募書類を作成し、電子メール又は郵送により提出してください。

(ア) 応募書類の入手方法

東京都産業労働局雇用就業部ウェブサイト「TOKYOはたらくネット」よりダウンロードしてください。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/hatarakikata/lwb/ikiiki/nintei/>



(イ) 応募書類の作成

以下の書類に必要事項を記入してください。

※別添「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業 応募書類記入例」を参考にしてください。

- ・一次申請書（様式1の1）
- ・労働関係法令等チェックリスト（様式1の1別紙1）
- ・東京ライフ・ワーク・バランス認定企業要件該当誓約書（様式1の1別紙2）

(ウ) 応募書類の提出

応募書類に必要事項を記入し、以下宛先にご提出ください。電子メール、郵送いずれも可能です。

①電子メール送付先

電子データをお送りください。（提出先：S0000444@section.metro.tokyo.jp）

②郵送先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1

東京都 産業労働局 雇用就業部 労働環境課 雇用平等推進担当

ウ 応募書類の取扱い

(ア) 応募された書類等は、返却いたしません。あらかじめご了承ください。

(イ) 応募された書類等に含まれる個人情報の取扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」、「東京都個人情報の保護に関する条例」及びその他関係法令を順守します。

(ウ) 応募された内容について、審査に先立ち東京都職員が電話等で確認をさせていただく場合がございます。

(4) 申請受付期間

令和4年4月19日（火）（予定）～5月31日（火）

5 審査

審査は、学識経験者及び有識者等で構成される「東京都ライフ・ワーク・バランス認定企業審査会」において、厳正かつ公正に行います。

(1) 認定基準

審査は、取組ごとに、以下の認定基準に基づき総合的に実施します。

- ア 社内の課題が明確化されており、かつその解決に有効な取組であること。
- イ 経営層を含め、社内全体で主体的に推進している取組であること。
- ウ 従業員の意見を反映できる仕組みがあること。
- エ 取組が社内に周知されており、利用実績があること。

(2) 審査手順

以下の審査結果をもとに「東京都ライフ・ワーク・バランス認定企業審査会」で総合的な審査を行い、東京都が認定企業を決定します。

ア 一次書類審査（基本的事項）

「東京都ライフ・ワーク・バランス認定企業審査会」で関係法令の遵守のほか、労働時間や年休取得の状況など、基本的事項に関する書類審査を行います。

イ 二次書類審査（取組内容）

「東京都ライフ・ワーク・バランス認定企業審査会」で取組内容に関する書類審査を行います。

ウ ヒアリング審査（外部専門機関）

東京都が委託した外部専門機関が、上記アの書類審査を通過した企業（以下、「通過企業」という。）に、オンライン又は現地訪問により、取組内容についてヒアリングによる審査を行います。

※審査の経緯や内容は非公開とします。お問い合わせいただいても一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。

（3）審査に必要な資料請求等

ア 審査に当たって、追加資料の提出、説明及び追加ヒアリング等をお願いする場合があります。

イ 応募書類等の記載内容が事実と異なっている場合や他の権利等の侵害があると判明した場合は、発表後であっても認定を取り消し、又は留保することがあります。

6 コンサルティング

5（2）ウの外部専門機関によるヒアリング審査で確認した内容をもとに、外部専門機関が通過企業を再ヒアリングし、コンサルティングを行います。

※コンサルティングの内容は、審査には一切影響ありません。

※コンサルティングの報告は、後日通過企業にお知らせします。

7 その他

（1）次のいずれかに該当した場合には、東京都ライフ・ワーク・バランス認定企業の認定を取り消すことがあります。十分注意してください。

ア 偽りその他不正の手段により認定をされたとき

イ 労働関係法令等に関し重大な違反があったとき

ウ 認定の決定を受けた者（法人その他の団体にあたっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき

エ その他法令上又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される事由があったとき

（2）感染症の拡大等のやむを得ない事情により、募集期間や認定状授与式等を変更する可能性がございますので、ご了承ください。

8 問い合わせ先

東京都産業労働局 雇用就業部 労働環境課 雇用平等推進担当

住所：東京都新宿区西新宿 2-8-1

電話：03(5320)4649（直通）／ FAX：03(5388)1469

メール：S0000444@section.metro.tokyo.jp